

令和6年第2回定例会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

令 和 6 年 6 月 13 日（木曜日）

議 事 日 程（第4号）

- 第1 議案第58号 令和6年度四万十町一般会計補正予算（第1号）
- 第2 議案第59号 令和6年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第3 発議第2号 地方における訪問介護事業所への支援を求める意見書
- 第4 発議第3号 文化的施設整備事業の（中止）撤退による要因究明に関する調査特別委員会の設置について
- 第5 議員派遣の件について
- 第6 閉会中の継続審査・調査申し出について

～～～～～～～～～～～～～～～～

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日程第1から日程第6まで

～～～～～～～～～～～～～～～～

出 席 議 員（15名）

1 番	水 間 淳 一 君	2 番	橋 本 章 央 君
3 番	中 野 正 延 君	4 番	林 健 三 君
5 番	堀 本 伸 一 君	6 番	山 本 大 輔 君
7 番	武 田 秀 義 君	8 番	村 井 眞 菜 君
9 番	緒 方 正 綱 君	10 番	中 屋 康 君
12 番	伴ノ内 珠 喜 君	13 番	佐 竹 将 典 君
14 番	古 谷 幹 夫 君	15 番	下 元 真 之 君
16 番	味 元 和 義 君		

～～～～～～～～～～～～～～～～

欠 席 議 員（1名）

11 番 田 邊 哲 夫 君

～～～～～～～～～～～～～～～～

説 明 の た め 出 席 し た 者

町 長	中 尾 博 憲 君	副 町 長	森 武 士 君
会 計 管 理 者	細 川 理 香 君	総務課長兼選挙管理委員会事務局長	池 上 康 一 君
危機管理課長	味 元 伸二郎 君	企 画 課 長	川 上 武 史 君
農林水産課長	佐 竹 雅 人 君	にぎわい創出課長	小 笹 義 博 君
税 務 課 長	西 岡 健 二 君	町 民 課 長	小 嶋 二 夫 君
建 設 課 長	下 元 敏 博 君	健康福祉課長	国 澤 豪 人 君
高齢者支援課長	三 本 明 子 君	環 境 水 道 課 長	戸 田 太 郎 君
教 育 長	山 脇 光 章 君	教 育 次 長	浜 田 章 克 君
生涯学習課長	今 西 浩 一 君	学校教育課長	長 森 伸 一 君
農業委員会事務局長	清 藤 真 希 君	農業委員会会長	太 田 祥 一 君
代表監査委員	田 邊 幹 男 君	総務課財政班長	片 岡 丈 明 君
大正・十和診療所事務長	吉 川 耕 司 君	特別養護老人ホーム事務長	三 宮 佳 子 君

大正地域振興局

局長兼地域振興課長	北 村 耕 助 君	町民生活課長	林 和 利 君
-----------	-----------	--------	---------

十和地域振興局

局長兼地域振興課長	富 田 努 君	町民生活課長	畦 地 永 生 君
-----------	---------	--------	-----------

~~~~~

事 務 局 職 員 出 席 者

|         |           |     |           |
|---------|-----------|-----|-----------|
| 事 務 局 長 | 岡 英 祐 君   | 次 長 | 正 岡 静 江 君 |
| 書 記     | 小 野 川 哲 君 |     |           |

~~~~~

午前 9 時30分 開議

○議長（味元和義君） おはようございます。

ただいまより令和 6 年第 2 回四万十町議会定例会第 9 日目の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

本日の会議に、11番田邊哲夫君から欠席届があっております。報告を終わります。

日程に入る前に、13番佐竹将典君から、6月12日の一般質問における発言について訂正したいとの申出があっておりますので、発言を許可します。

13番佐竹将典君。

○13番（佐竹将典君） 昨日の私の一般質問において、高齢者助け合いサービス事業サポーターの方々の費用弁償の話をした際に、ガソリン代がリッター25円の発言を、ガソリン代が1km当たり25円に訂正させていただきたいと思います。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第1、議案第58号令和6年度四万十町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第58号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第58号令和6年度四万十町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

この表決は起立により行います。

議案第58号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第58号は原案のとおり可決され

ました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第2、議案第59号令和6年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番中屋康君。

○10番（中屋康君） それでは、一点だけ、提出時に説明をいただいていたのですが、私も聞き忘れをしたかも分かりません。13ページ、総務管理費で補正額が290万円。マイナンバーカードと保険証とのひもづけの関連だと承ったんですが、もう一度、この一連の内容を確認しておきたいと思います。

○議長（味元和義君） 町民課長小嶋二夫君。

○町民課長（小嶋二夫君） お答えいたします。

今回の補正の経緯といたしまして、令和5年6月9日に行政手続における特定個人を識別するための番号の利用に関する法律等の一部を改正する法律が公布されまして、マイナンバーカードと保険証が一体化されることになりました。これに伴いまして、従来の保険証が廃止となるため、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を受けることができない状況にある方が、必要な保険診療等を受けられるよう、新たに資格確認書を交付することになり、現在のシステムでは対応できないため、システムの改修を行うことになりました。必要額の補正を行うことになりました。

今回、システム改修の主な変更点としましては、個人番号の下4桁を印字した帳票を作成する機能追加、これは国保の加入者のみに送らせてもらう帳票でして、マイナンバーカードとのひもづけを確認するものです。そのほかには、オンライン資格確認等の資格情報取り込み機能や、12月2日以降に発行される資格確認証の交付機能の追加を予定しております。

以上です。

○議長（味元和義君） 10番中屋康君。

○10番（中屋康君） 一連の作業工程については理解をしました。私ども不安なので、もう1回、確認させてもらいたいんですが、現在、マイナンバーカードを私も所持しておる

んですが、病院や薬局等で利用するには、既に利用登録処理が終わっていれば使えるというわけですね。以前、各病院で利用した際に不具合が生じたというケースも、過去に耳にしたり、テレビで見っていますが、現状、マイナンバーカードを所持していれば、即、薬局、病院で利用できる。今回はひもづけをする場合の処置でよろしいでしょうか。

○議長（味元和義君） 町民課長小嶋二夫君。

○町民課長（小嶋二夫君） 現在、マイナンバーカードをお持ちで、保険証とのひもづけが既にお済みの方は、医療機関等でマイナ保険証として利用いただけます。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第59号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第59号令和6年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

議案第59号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第3、発議第2号地方における訪問介護事業所への支援を求める意見書を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

6番山本大輔君。

○6番（山本大輔君） まず、この意見書提出に至った背景を述べたいと思います。高知県の若手議員の組織の中で、今回の厚生労働省が決定した2024年度の介護報酬改定を受け、高知県にとりましては、今後、訪問介護サービスの運営が立ち行かなくなる恐れがあることから、各々所属する市町村議会において意見書を提出してはどうかという動きに賛

同し、今回の提出に至りました。

それでは、意見書の提出をいたします。

発議第2号。四万十町議会議長味元和義様。提出者、四万十町議会議員山本大輔。賛成者、田邊哲夫議員、緒方正綱議員であります。

案文を読み上げて提案理由とさせていただきます。

地方における訪問介護事業所への支援を求める意見書（案）。

高知県の中山間地域において訪問介護事業が今後に向けて危機的な状況に陥っている。2023年の訪問介護事業所の倒産数は全国で67件、高知県では8事業所が閉所した。原因としてはヘルパーの高齢化や労働条件などによる人手不足、燃料費の価格高騰などが影響したとされる。

そんな中、厚生労働省が決定した2024年度の介護報酬改定により、介護サービス全体で1.59%のプラス改定、うち0.98%は介護職員の賃上げだが、訪問介護サービスの基本報酬は2%以上の引下げとなった。基本報酬の引下げとなった背景として、介護事業経営実態調査にて、訪問介護は全国的にほかの介護サービスより経営が安定しているという結果が出たことにある。しかし、中山間地域、本町のような面積の広い地域においては、効率的な経営は難しく、経営実態は調査結果とかけ離れている。また、介護報酬は公定価格のため、ガソリン代や介護物品などの価格上昇があるにもかかわらず、価格転嫁も難しい。さらには、基本報酬の引下げ分が補えるとされる処遇改善加算、特定事業所加算は人手不足などにより取得が困難であり、これらにより経営の悪化に拍車がかかっている。

そのため、今回の引下げにより、地方の訪問介護サービスが今後さらに立ち行かなくなってしまうと、現状の介護施設数から考えると入所待ちがさらに増加してしまうこと、入所させる費用が賄えない家庭も増加することが予測される。在宅介護を必要とされている方に安定した介護を提供できるよう、訪問介護事業所への支援を強く求めると同時に、下記の事項について特段の措置を求める。

記

1. 今回の基本報酬引下げの地方における影響を考慮し、3年後の介護報酬改定を待たず、必要に応じて訪問介護事業所への経済的な支援を行うこと。
2. 都市部と地方部での経営実態の違いを踏まえて、介護事業経営調査の見直しを図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

提出先は内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣です。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発議第２号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第２号地方における訪問介護事業所への支援を求める意見書を採決します。

発議第２号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、発議第２号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま発議第２号が議決されました。その内容を損なうことのない範囲において、字句その他整理を要するものにつきましては、その整理権を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、字句その他の整理権を議長に委任することに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第４、発議第３号文化的施設整備事業の（中止）撤退による要因究明に関する調査特別委員会の設置についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

5 番堀本伸一君。

○5 番（堀本伸一君） それでは提案させていただきます。

発議第3号。令和6年6月10日、四万十町議会議長味元和義殿。提出者、四万十町議会議員堀本伸一、賛成者、同じく四万十町議会議員古谷幹夫。

文化的施設整備事業の（中止）撤退による要因究明に関する調査特別委員会の設置について、上記の議案を、別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出をいたします。

裏面を見てください。

特別委員会の設置について。

特別委員会の名称、文化的施設整備事業の（中止）撤退による要因究明に関する調査特別委員会。設置根拠については、地方自治法第190条及び四万十町議会委員会条例第6条。設置の目的です。本事業計画は、平成31年3月定例会に提案されてより6年の歳月を要し議論を重ねてきた。しかしながら、本年3月定例会において、この23億円に上る超大型文化的施設整備事業の中止（撤退）が町長より宣告されました。これまで原案策定に関して膨大な公的資金を費やし、教育文化関係者をはじめ、多くの職員を動員して策定された原案が水泡のごとく無駄になった。

その要因はどこにあり、何がそうさせたのか。こうした事態を招く結果となったことについて、政治的、法的、経済的、道義的等一連の責任は誰がとるのか。町民は詳細に知る由もなく、町行政に対し強い疑問と不満にさらされているのが現状であります。

政治は結果が全てであり、町長が進めてきた施設規模2,000㎡、約23億円の事業、また町民より提出された規模の見直しを求める住民投票の直接請求や町長の再議権行使の問題、さらには工事請負契約議案の提案など、請負業者をも巻き込んだ前代未聞の政治的混乱を招くに至った事態は、住民自治に背いた政治的判断の誤りが原因であり、町長の重大な失政であると言わざるを得ない。

私たち議会は住民の代表であり執行部の監視機関である立場から、その要因を究明し責任の所在を明らかにする行動が求められます。今後、同じ過ちを起こさず健全なる自治の運営を整えることは、町行政の基本と責任であります。よって、この度、調査特別委員会の設置を強く求めるものであります。

委員定数、7人。設置の期間は、ここに示しておるとおりですので、また、読んでいただきたいと思います。

簡単な内容にまとめておりますけれども、ご審議を賜り、ぜひともご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

15番下元真之君。

○15番（下元真之君） 一点だけお伺いをしていきたいと思います。

堀本議員の趣旨説明をお伺いして、お気持ちは本当によく分かるなと思いながら質問させていただくわけですが。先日来の一般質問の中で、何人かの議員から図書館関係の質問もあって、その中で同僚の古谷議員から、町長の非常にいい発言を引き出していただいたなと思いながら聞かせてもらっていたところがありました。それは、課題が現図書館にはたくさん残っている、それがはっきりしているんだと。新しい文化的施設が中止にはなったけれども、図書館関係の議論を全くしないということではないんだと。新しい生涯学習課長の下でリスタートしていくんだと、再起動、再出発していくんだという発言を引き出していただいたわけです。そういった方向と、この調査特別委員会の方向は、相反する方向になっていくんじゃないかなと懸念を思うわけですが、そこはどんなふうに提案者は聞かれていたのかということを一言だけお聞かせ願いたいと思います。

○議長（味元和義君） 5番堀本伸一君。

○5番（堀本伸一君） ありがとうございます。それは当然、議員として考え得る内容でもあらうと思います。しかしながら、多くの公金が使途されておる。この公金の行方については、やはり、私たち議会がしっかりと監視をしながら、これまでの経過も踏まえて、執行部に対する監視役の立場からしっかりと調査をしていく必要がある。ですから、どういう原因、どこに原因があったのかは、しっかりと調査をして町民に報告をしないと、いろんな感じの中で、新聞報道とか、いろんな感じで町民は分からないままに、そういったことに流されている懸念があります。それは、ここに記したとおり、町行政あるいは議会を踏まえた状況です。ここに対していろんな疑問や不満を持っております。ですから、そういうことを明確にして、このことを経験として、健全なる自治にしっかりとしたものをつくり上げていく。そういう意味で私たちは提案をしているんです。その調査をしていき、結果を引き出していくことに努力をすべきであると考えています。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

7 番武田秀義君。

○7 番（武田秀義君） 私からは一点お願いしたいと思いますが、設置の期間というところで、目的が終了するまで継続し調査を行うものとすると思います。先ほど下元議員からもあったように、いつまでもこれをやるというのは、実際、これからリスタートという町長の答弁もあったように、前に向いて進む必要もあるわけなので、この調査の期間が終了するまでというのがちょっと疑問に思うんですが、どのようにお考えなのでしょうか。はっきりしなければいつまでもという考えなのでしょうか。

○議長（味元和義君） 5 番堀本伸一君。

○5 番（堀本伸一君） お答えしたいと思います。設置期間を示しておるのは、この問題はそう簡単な問題ではありません、そう私は提案者として心得ておるところです。ですから、そのことを調査し、結論が出ることに至っては、調査の結果としては、大変難しい問題になっていく可能性もあると今考えているところです。ですから、そうすれば、この特別委員会そのものも、百条に切り替えてというような状況が生じるかもしれません。そのための調査ですから。そうすると期間は長くなるし、最終的には司法判断までということにも、調査の結果いかんによっては、分からないというところがありますので、ご承知のとおり、9 月には決算の委員会も立ち上げる必要があるというところもありますけれども、それは、やりくりをしてでも、この問題についてはしっかりとけじめをつけて町民にお知らせする必要があるというところで、簡単に、次期の議会までにとというようなことでは、この問題は、私は、終息はしないのではないかという心得の中です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

4 番林健三君。

○4 番（林健三君） 堀本議員にこれを聞きたいと思います。特別委員会の設置については、堀本議員、今までにやらないかんことじゃなかったんですか、文化施設の。今になって調査をするというような感じですが、私は趣旨が分からない。

それと、混乱を招くのではないかと、私自身、そう思っておりますが、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（味元和義君） 5 番堀本伸一君。

○5 番（堀本伸一君） 質問の趣旨は時期が遅いのではないかということと、自治の混乱がますます起こるのではないかということですよね。そこは、我々は議員であるわけです。ですから、この問題が一定の時期で終息するであろうというような判断であれば、そ

という認識になろうと思います。公的資金について、どこに無駄があったか。大事な、そういった公的資金の使途について、過ちがあったのかなかったのか。そのことは議員であつたら分かっていただけたと思いますけれども、時限はありません、時効はありません。そういったことをしっかりと調査をしていて、後ればせながらも、しっかりとそのことを精査していくということについては、決して遅い問題ではありませんし、私たち議会が、まだ現職の議員として残り、中尾町長が現職の町長として残っている限りにおいては、これは時期の問題ではないと解釈をしております。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

2 番橋本章央君。

○2 番（橋本章央君） 今回の提案者に何点か質問をしたいと思います。

この設置の目的の中段以下に様々な問題点が記されております。その中で、私と提案者との解釈の違いがあるやもしれませんが、その点をお聞きしたいと思います。

まず、再議権行使の問題とされておる。私は、再議権は自治法にうたわれた正当な権限であつて、このことを殊さら問題にする必要はないのではないかと感じております。提案者の考え方について、その点を一点お伺いいたします。

そしてもう一点、町長の重大な失政であると言わざるを得ないと断じております。私の考え方としては、町長は、執行部は、全て議会の議決を受けて、それに沿って事業を粛々と進めてきた。そういう流れであつたはずで、最後の端に請負契約を否決された、こういふことでこの事業が中止となつた、中止せざるを得なくなつた。そういう現実だつたことはあります。議決権を受けて進めた事業が町長の失政であつたとする根拠について、その考え方について教えていただきたいと思います。

以上二点、お願いいたします。

○議長（味元和義君） 5 番堀本伸一君。

○5 番（堀本伸一君） 私は、聞き取つたすぐに記憶が飛んでいくような状況もありますので、質問者と私の答えがずれてくる可能性もありますので、またご指摘をいただいたらと思うわけですが。再議権については地方自治法で認められております。しかし、私の認識は、再議権というのは町長の判断でやるわけですが、施行するわけですが。その再議権というのは、いかなる状況のときでも町長が再議権を行使できるか否かということについては、政治上の問題で非常に厳しい、難しい問題であります。簡単に再議権というのは行使ができるものではないということです。ですから、再議権の行使の内容等は、しっかりと

調査の中で調査をしていくということです。私の考えも持っておりますけれども、提案者として、それはやっぱり調査を立ち上げた中で、公正な立場の中で判断をしていく。自治法あるいは政治的問題、そういった観点から再議権については調査をしていくということです。再議権の行使によってその後の問題が変革してきた状態はありますので。

それと、もう一点は何でしたか。

○議長（味元和義君） 2 番橋本章央君。

○2 番（橋本章央君） 再議権も含めた行使が正当であったかどうかも含めた調査をしたいという提案者の思いは分かりました。

もう一点の質問は、執行者が、町長が、ずっと議会の議決をその都度受けて、その都度、議会も意思を示して、そういうことをやってきた経過があります。たまたま最後の端の請負契約を否決したことによって、この事業が中止となった。そういうことが一連の流れですので、提案者は議決してきたことの重みとか、議決してきて、それに沿って執行者が執行してきたことに、どこを問題視しているのかを私はお聞きしたいと思います。

○議長（味元和義君） 5 番堀本伸一君。

○5 番（堀本伸一君） その件については、議決というのは重要な議会の意思、さらには住民の意思につながってくるんです。私たちは住民の代表ですから。そうして重ねてくる中で、今回の問題は、規模の縮小を求める条例制定、規模の縮小を求める直接請求が町民から出た。直接請求が出たら、そのことを無視することはできません。直接請求が町民から出たことについての対処、対応、このことによって様々な問題が生じてきておりますので、私の見解を少し述べさせていただくとするならば、直接請求の内容も規模縮小をお願いしたいと。それを実行していくための条例制定をまずしてください。ここから始まっているわけですから、これが議決の後に出てくることは違法ではありません。住民自治の決定というのは、最終的には住民ですから。そのことで疑義を上げてきたということは無視した町行政のいき方というのは、私は、これは好ましくないと判断をしています。ですから、その結果に基づいての再議権というようなことは、やはり、直接請求の町民の内容をしっかりと議会も執行部も捉えて、その結果を町民は提出したわけですから、その結果を見るまでは、町としては、第2歩目を無視して進むことは、これは私は好ましくないし、違法行為になるのではないかと。ですから、最終的に、そういう意向を判断していくのは住民ですから、町民ですから、その町民からそういう内容の直接的請求が出てきた。それが出てきたら、議会も、町執行部も、そのことに注視して、そのことを捉えて結論を出さ

ないかん。その結論が出ないうちの行政手続というのは、橋本議員、これはなかなか強硬策になるんです。これは強硬策と言わざるを得ないわけです。そこの判断をどうしていくかということですから、住民自治で住民の直接請求と、それを議決いただいたんだということで、それに背いたいき方をするのは、これは町行政の強硬策、つまり、公権力になるわけです。ですから、権力と住民、町民ということになるわけですから、それはしっかりと整理をした上で住民投票の条例の結果を待って、住民投票の結果を見て、それから一步を踏み出すことが行政のいき方なんです。そうしないと、勇み足が生じたりというようなことにつながってくるから、直接請求というのは重いということで、私は受け止めています。そういった内容です。

○議長（味元和義君） 2 番橋本章央君。

○2 番（橋本章央君） ここは提案者に対しての質疑ですので、私の持論もありますし、論戦も取り入れたいわけですが、そのことは質疑の範囲を超えますので、もうこれ以上、言いませんが、提案者に一つだけ、ここを訂正しておいたほうがええことないかなと思います。直接請求をされたときには、規模の縮小ではなくて、規模の見直しの直接請求ではなかったかと思いますが、その点は訂正してくれませんか。

○議長（味元和義君） 5 番堀本伸一君。

○5 番（堀本伸一君） 正式には、規模の見直しでありますけれども、規模の見直しというのは執行部からも指摘がありましたが、未来を考える会の住民の皆さん、代表者はこの本会議で、この場の中で一定、口頭で規模の縮小ということを代表が述べておりますし、町民そのものは、それぞれ、これまでの経過、署名活動等々で規模の見直しということについては、縮小であるという認識は十分、私は、町民の皆さんはもう周知をしているんだということであります。そのままであれば、代表がここで述べております。口頭ではありますけれども、規模の縮小、2,000㎡の2分の1あるいは3分の1等々で、ぜひとも取組をしてもらいたいというのが真意であると述べていますので、そういった感じで私はいいいのではないかなと。

それよりも、特別委員会を設置した中で、様々な問題を調査していく。その中では、議会の失策も私は出てくる可能性もあるかもしれない。そういったことを調査して、結論を出し、難しくなれば、これは利害関係のない第三者が判断をしなければなりません。それは司法という形になるかもしれませんが、いずれにしても、このことにけじめをつけていく。けじめをつけずに先へ進んでいく町行政の文化的施設の問題については、踏み出せな

いのではないかなとさえ感じておりますので、いろいろ議員も、今後のこと、心配な点、そして、これはしかし、やらないかんという様々な思いがあると思いますけれども、私たちは議会議員ですから、それぞれがしっかりと考えた中で判断をしていただきたいと思います。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

6 番山本大輔君。

○6 番（山本大輔君） 段々に聞きたかったことを聞かせていただいたわけですが、私からは、平成31年9月から6年歳月を要したというこの時間の問題についてお聞きしたいと思います。去年のこの場で、たしか私は、高齢者の方がもっと勉強したかったと。子どもを持つ保護者からは子どもの人生が変わっていたかもしれないという言葉を発言しまして、先ほど、行政も前向きであるというお話も出た中、また、この期間におきましては、目的が終了するまでというお答えもいただいたわけですが、これまで6年たち、また、前向きな方向と、調査の委員会と相反する動きがある中で、結果、規模の見直しということの意見も多い。そして今回の町長の判断に至ったわけですが、往々に必要であるという声が多い中、時間に対する考えを答弁いただきたいと思います。

○議長（味元和義君） 5 番堀本伸一君。

○5 番（堀本伸一君） 山本議員から、切実な町民の意見も聞きながらの判断であろうと解釈をします。提案者でありますので、私の思いも述べさせていただきたいと思います。この問題については、私も、3月定例会ですか、この問題から質問の内容を変えて、別の視点から、十和地域の図書館の問題について、執行部の皆さんの認識、意識を問うたわけですが。美術館は別ですが、図書館の設置については、やはり十和地域、大正にもありますし、今、窪川地域にも既存の施設があるわけで、その中でさらにサービス計画としては、移動図書等々が今動いてやっているんですよね。そのことは、子どもの教育とか何とかということが足止めをしてもいいんだということではないんです。ここへ設置の計画が、もう少し規模の縮小でやっていただきたい。これは必要な事業であるから、やらないかんであろうが、規模の縮小でいいのではないかと。ぜひともそれでという町民の意見がここに出てきているわけですから、規模の縮小をすると、図書機能、結局、教育等々が低下をしていくと私は思っていません。そういった今後の四万十町の図書、美術館、そういった文教のまちということは、ここにそれだけの規模のものが早急になくていけないんだということではないのではないかと。

ランニングコスト等々を踏まえて、そういった施設も大事ではあるけれども、後のことも考えてほしい。子、孫の代まで、そういった負担が生じていくわけだから、その事業目的は分かるが、規模を縮小したもので賄っていけないのではないかというのが多くの町民の意見でもあるということです。私自身も同じ考えを持っておりますので、町民がどうこう言い出してということではなくして、初めから私もそういう思いを持っていますので、四万十町の文教のまちということについては、執行部の皆さんが考えていることも、これはすばらしい内容でありますけれども、反面、四万十町の実態に即しているのか。それを多くの町民が求めているのかを判断したときに、私は求めているのではないかというような状況を自分なりにつかんできての問題ですから、そういった意見を述べてきたということ。それから、ここで議論しているけど、問題は、直接請求が町民から出たことに対する判断がさらに、私が強くなった、議会としての取組としてのそういう認識です。

○議長（味元和義君） 6 番山本大輔君。

○6 番（山本大輔君） 規模の縮小という話もいただきまして、まさにこれから、そういったことを、前を向いて進んでいくという準備をこれからされていくという状況にあると思います。子どもの出生数も50人になりました。まさに人口を増やすための一つとして前向きな検討をしたらどうかというところで、今、動く、その中で調査もする。なかなか両方で走っていくというのは難しいのではないかと思いますけども、そこら辺の方向性といえましょうか、お答えいただければと思いますけど。

○議長（味元和義君） 5 番堀本伸一君。

○5 番（堀本伸一君） 今後においても、図書館というのは社会教育施設ですから、図書館はどういう目的で設置をされるのかということは、私も一応勉強もしています。ですから、将来を担う子どもたち、さらには町民のそれぞれの方々がその益を受けていく、社会福祉を受けていくということのサービスが低下されることには、私はならないと思っています。規模の縮小で捉えて。例えば2分の1、1,000㎡でも十分果たしていけると私自身が思っています。ですから、そういったところに町民の皆さんの意見が上がってきたということは、考えが一致しておりますので、私も一生懸命に取り組んできました。

町民の皆さんも、私も、社会教育施設等々が要らないとは思っていません。ですから、そのことは生かしていくこと、規模の縮小であっても、努力とセンス、この中身によっては十分果たしていけるんだ。また、そのことで将来へ向けて進んでいかなければ、お金がかかります。個人的な見解を述べさせていただくとするならば、例えば3,000㎡で、後の

運営費、維持費等々も国が保障してくれるんだということであれば、私は何ら疑義を上げず、この益を受けていく必要があるとして取り組んできたと思います。しかし、そうはいかないというところが、日常、懸命に仕事をされて、一生懸命税金を払っている大変な人の意見というものは聞いてきています。それから、図書が好きで、図書へ帰っていく人の話も聞いてきました。それから若い世代のお話もと思って、一生懸命、個人の議員活動の中で地域別に聞いてきました。そういったことを集約すると、今の町が計画している規模2,000㎡というのは、四万十町の実態には少し合わないのではないかと判断をして取り組んできたのが、私のこの問題に取り組んできた経過です。決して、図書館は要らないとか、子どもなんてどうでもいいじゃないかということではないんです。ですから、十和地域にも、図書館といいますか、図書の施設設置という計画は進めていただきたいし、大正はさらに拡充して行っていただきたいし、窪川地域にも、老朽化した施設ですのでリニューアルというような形は、取り組んでいく必要があるかなという思いは変わりません。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより発議第3号について討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の発言を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

14番古谷幹夫君。

○14番（古谷幹夫君） 私から、原案に賛成の立場での討論を述べたいと思います。

だんだんと、話に出ていましたように、6年の歳月をかけて議論をしてきたこの事業ですけれども、2021年、2年前の令和3年4月には企画課内に文化的施設整備事業推進室が設置をされ、集中的な議論が取り交わされてきたわけですが、様々な過程を得た中で、2023年、昨年9月定例会において請負契約議案が否決されたことでこの事業が廃案となりました。この結果を受けて、去る3月定例会には、町長が事業中止を表明することになったわけですが、その経過を受けての今回の定例会が開催をされまして、文化的施設整備事業の結末に関する一般質問が、私を含む2人の議員から投げかけられました。中で

も、私は、昨日の5番議員による一般質問の答弁におきまして、文化的施設整備事業が廃案になったことは、議会の責任であるとの発言が、町長、副町長の2人から発せられたことに対しては、極めてゆゆしき発言であったと捉えております。

本町始まって以来の巨大プロジェクトであった文化的施設整備事業が、結果的に廃案に至った経緯を振り返ってみますときに、議会の議決に対する認識、住民による住民投票の条例制定の直接請求権に再議権を行使したことの是非、昨年1月の選挙によって選出された議員で構成された現議会での議決等々に関して、町の憲法とも言えるまちづくり基本条例及びその上位法でもある地方自治法に照らして精査をすることは、公職選挙法の下に選出され、住民の負託を受けて今がある私たち議員として、もちろんのことでありますけれども、その集合体である議会としても、避けて通れない責務であると考えてところです。

そのためには、今回の四万十町始まって以来の巨大プロジェクトであった文化的施設整備事業が廃案に至った原因がどこにあり、その責任の所在を含めしっかりと総括を行って、今後の議会活動、議会運営に生かす糧とすべきであると考えます。

以上の理由から、発議案である調査特別委員会を設置して対応していくことに賛同を表明するものであります。皆様方のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（味元和義君） 次に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより、発議第3号文化的施設整備事業の（中止）撤退による要因究明に関する調査特別委員会の設置についてを採決します。

文化的施設整備事業の（中止）撤退による要因究明に関する調査特別委員会を設置することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立少数です。賛成者、5番堀本伸一君、14番古谷幹夫君。したがって、7人の委員で構成する文化的施設整備事業の（中止）撤退による要因究明に関する調査特別委員会を設置し、これに付託して、議会の閉会中も継続して文化的施設整備事

業の（中止）撤退による要因究明に関する調査、審査活動を行うことは否決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第5、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配付のとおり、派遣することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件はお手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。

ただいま議員派遣が議決されました。派遣内容を損なうことのない範囲において、その整理権を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、派遣内容の整理権を議長に委任することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第6、閉会中の継続審査・調査申出についてを議題とします。

教育民生常任委員長から常任委員会において審査、調査中の事件及び各常任委員長から所管事務の調査について、また議会運営委員長から所管事務の調査事項について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しております申出書のとおり、閉会中の継続審査、調査の申出がっております。

お諮りします。

教育民生常任委員長から、また各常任委員長と議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、教育民生常任委員長から、また各常任委員長と議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることに決定しました。

暫時休憩をします。

午前10時28分 休憩

午前10時32分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第2回四万十町議会定例会を閉会します。

午前10時33分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和     年     月     日

四万十町議会議長

令和     年     月     日

四万十町議会議員

令和     年     月     日

四万十町議会議員